

議会だより

No.198

編集：議会広報特別委員会

平成31年 第1回臨時会（1月18日）

1月18日に開催、議案1件が提出され原案のとおり決定した。

町長行政報告がありました。概要についてお知らせします。

町長行政報告

○「大山医師の診療継続」について

本町で暮らす上で、医師確保は、安心・安全なまちづくりに必要な不可欠な重要課題であり、地方自治体に課せられた大きな使命でもある。

大山医師については、平成31年3月31日をもち現行制度においては定年退職となるが、本町の医療、特に北部方面の医療体制維持について、引き続き医師としてお力添えをいただきたい旨の話をしてきた。

その結果、任期付職員として、体力的に問題がなければ、今後一定期間診療を継続すること了解をいただいた。



補正予算

○平成30年度幌加内町一般会計補正予算（第9号）

◎商工業振興奨励補助金、ほか
かない振興公社運営補助金等の増額により、887万8000円を追加し、総額39億6278万7000円とした。

専決処分

○損害賠償

◎町道雨煙内線と町道東二条北線交点付近を除雪作業中、除雪車両を後退させた際、交差点に進入してきた相手方車両左側面後方部分と接触し損害を与えた。（損害9万6043円を賠償）

条例制定

○一般職員の任期付職員の採用等に関する条例

地方公共団体の一般職任期付職員の採用に関する法律に基づく制度により条例を制定。

条例改正

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

勤務時間等の勤務条件に関する均衡の原則により、改正された人事院規則の内容を踏まえ超過勤務命令を行うことができる上限を定めるよう条例を改正。

○幌加内町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

短時間勤務の医師に対し、通常の時間勤める医師とは金額を変え、月額を減ずるよう条例を改正。

平成31年 第1回定例会（3月・6日・13日・15日）

3月6日に開催、1名が一般質問、請願1件、報告5件、承認1件、議案18件が提出され原案のとおり決定した。

○幌加内町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

技術士法施行規則改正により水道環境の科目選択要件が除かれたことから条例を改正。

貸付

○町有財産の無償貸付け

・貸付財産

幌加内町字幌加内655番

11の一部土地(鉄道用地)

792平方メートル

幌加内町字幌加内655番

101の一部土地(雑種地)

648平方メートル

幌加内町字朱鞠内6294

番1の一部土地(雑種地) 9

00平方メートル

・貸付の相手方

ジェイ・アール北海道バス

株式会社

代表取締役 小玉宏文

・貸付目的

ジェイ・アールバス深名線

運行に係る幌加内駅車庫及び

朱鞠内三叉回転場敷地

・貸付期間

平成31年4月1日から平成38

年3月31日

補正予算

○平成30年度幌加内町一般会計補正予算(第10号)

町民保養センター増改築工

事、町民保養センター増改築工

事管理業務委託料、担い手確

保・経営強化支援事業補助金、

インフルエンザ予防接種助成

金、保育所運営費、介護給付訓

練等給付費等の増加により、3

億3503万5000円を追加

し、総額42億9782万200

0円とした。

○平成30年度幌加内町国民健康

保険特別会計補正予算(第4

号)

療養給付費、一般被保険者療

養給付費等の減額により、12

32万2000円を減額し、総

額2億2546万3000円と

した。

○平成30年度幌加内町後期高齢

者医療特別会計補正予算(第3

号)

後期高齢者医療広域連合納付

金の減額により、76万4000

円を減額し、総額3273万6

000円とした。

○平成30年度幌加内町介護保険特別会計補正予算(第4号)

地域密着型サービス給付費等

の増加により、102万2000

0円を追加し、総額2億286

万4000円とした。

○平成30年度幌加内町簡易水道

事業特別会計補正予算(第4

号)

1月20日、政和地区にて発生

した漏水復旧に関わる修繕料及

び特別修繕料の増加により、

116万5000円を追加し、

総額7915万4000円とし

た。

○平成30年度幌加内町下水道事

業特別会計補正予算(第5号)

除雪業務委託料の増加によ

り、12万円を追加し、総額

7670万9000円とした。

意見書

○地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書案

協議の結果、承認した。

発議

○幌加内町議会傍聴人規則の一部を改正する規則

全国町村議会議長会で示され

た標準町村議会傍聴規則の傍聴

の手續きについて、一部改正が

行われたことから幌加内町議会

傍聴人規則の一部を改正。



★ 議会を傍聴してみませんか ★

定例会は3月・6月・9月・12月の年4回開催されます。傍聴の手続きは簡単、受付票に「住所」「氏名」を書いていただければ結構です。予算審査特別委員会、決算審査特別委員会は年1回開催されます。

議会の
開催時期

- ・第1回定例会 3月中旬
- ・予算審査特別委員会 3月中旬
- ・第2回定例会 6月中旬～下旬
- ・第3回定例会 9月中旬

- ・決算審査特別委員会 10月中旬～下旬
- ・第4回定例会 12月中旬～下旬

議会事務局/役場3階

☎ 0165-35-2121 (内線373)

一般質問



中川議員

Q 国保税・子供の均等割の免除を

A 免除・減免は、単独で実施する段階ではない

帯の人数が保険税に影響するのは国保税だけである。

本町の平成30年度の均等割額は医療分と支援分含めて3万1264円となる。家族が一人増えるごとに3万1000円ずつ増えていく。2人世帯と5人世帯を比べれば、仮に同所得でも税額は9万円以上も違い、所得に関係なく課せられる均等割は子育て支援にも逆行していると思われる。全国知事会など地方3団体が求めるように廃止、軽減すべきと考える。

本町においても独自の政策として、当面は、子供の「均等割」の軽減、免除を検討したい。

答弁 町長

A 国保税算定については、所得金額の多少にかかわらず、加入者1人当たりで負担する均等割と、1世帯当たり定額で負担する平等割がある。均等割と平等割を合わせた応益部分が国保税のおおむね50パーセント。

本町は、45パーセントになるよう設定している。制度上、加入世帯員が多くなるほど国保税の負担増となる仕組みであることから、低所得者に対し、所得

に応じてそれぞれ7割、5割及び2割の軽減制度が設けられており、昨年12月21日に閣議決定された「平成31年度税制改正の大綱」では、軽減対象世帯に係る所得判定基準額を引き上げること示され、地方税法の改正案が現在、国会で審議中である。

「子供に係る均等割の免除」については「軽減」として、全国知事会や全国町村会の大会において決議され、関係大臣、省庁に要請をしている。北海道の全市町村においても国保連合会を通じて要望をしており、国として制度改正をし、財源措置を講じることが、各自治体間の公平さを保つためにも一番良い方法だと考えている。

また、国保運営主体が、本年度より市町村から都道府県の広域連合になったばかりで、国保税の賦課の根拠となる広域連合に納める納付額については、上昇率を抑制する激変緩和措置の期間中であり、今後、この動向を注視していく。

本件の免除、あるいは減免については、制度上の軽減措置に加え、本町において単独で実施する段階ではないと考える。

再質問

Q 本町も高齢化が進み、若年人口、特に子供の人口が総体的にかなり減ってきているが、国保加入者で対家人数ほどの程度となるのか。

また、財源の問題では、来年から若手県宮古市では、ふるさと納税の町長お任せ分を使って実施する例もある。

先程の対象者数と本町にある財源でみれば、基金の取り崩しでも可能ではないか。

答弁 町長

A 全国的には、均等割を減免なり廃止など、ある程度数多くあると聞いている。

また、財源確保については、ふるさと納税等もある。本町の現在は基金残高もあるが、この基金については、激変緩和措置終了後にどれだけ投入しなければいいのか、しっかり見極めなければならないと考える。

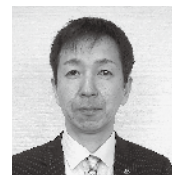
子供の被保険者数について調査を行ったところ、未就学児童から18歳まで含め、現在42人。仮に減免あるいは免除した場合、今現在の財源的で100万円ほどで大きな財源にならないと考えているが減免措置をス

タートすると、現在は財政状況が許されるから減免をする。しかし、財政状況が厳しくなったらまた上げるとなると大変な困難が伴うことから、今後の動向をみながら検討していく。



委員会の質疑・応答は広報ほろかない7月号で掲載します。

わたしの一言



川原

誠さん

平成の時代が終わり令和に移り替わり、一つの区切りとして時代が変わっていくことと思います。

思い起こせば昭和から平成に替わった31年前はバブル時代と言われ、好景気で金利も

今ではありえない6%～8%

という高金利で、明るい上昇の時代がいつまでも続くと思っていました。しかし、そ

の後景気が落ち込んでいく中で、地方の人口減少も急速に

進んで行ったような気がします。

北海道はこの5年間で13万人も減少したとのこと。今では札幌以外どこへ行っても人

が少ないように感じます。

また、最近は特に新聞報道等でも全国的な人手不足の間

題が増えている中、郵便局も

AIやITによる自動化や都

市部でのドローンでの配達、

外国人の採用等も検討される

状況になってきています。今

後はさまざまな所でさらに変

わって行くことでしょう。

不安もありますが、これか

ら東京オリンピックの開催や

ファイターズボールパークの

建設、新幹線延伸など楽しみ

もたくさんありますね。

わが町幌加内も「令和」の

由来のように夢と希望があり

とても楽しみです。元号も変

わりこれからの新しい時代、

いつまでも災害のない、自然

豊かでとても住みよい幌加内

がいつまでも続くことを願っ

ています。



●議会事務局からのお願い●

議長宛の文書や案内状は、議長公務の日程を調整する必要がありますので、直接議会事務局へ送付願います。

(送付先) 〒074-0492 北海道雨竜郡幌加内町字幌加内 4699 番地
幌加内町議会事務局宛